

兵庫県公報

平成30年3月20日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則の一部を改正する規則（規則第8号）

都市計画法の一部改正により、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域として田園住居地域が創設されることに伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則
- 2 建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則

規 則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第8号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則の一部を改正する規則

（建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部改正）

第1条 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同条第2項第3号中「若しくは第13項ただし書」を「、第13項ただし書若しくは第14項ただし書」に改める。

（建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則の一部改正）

第2条 建築基準法施行令第136条第3項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模に関する規則（昭和59年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「応じ、」の右に「同表の」を加え、本則の表中「又は第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。